県内版PSW通信

2015年4月17日

まじゅん

編集責任者 西銘 隆(田崎病院) 編 集 者 石川 淳(あらた舎) 比嘉 哲也

沖縄県精神保健福祉士協会 90 号

E-Mail oki.psw@gmail.com

2015年3月定例会報告

日 時: 平成27年3月21日(土)14時~17時

場 所:沖縄大学 3号館102教室

テーマ:『権利擁護~成年後見制度と日常生活自立支援事業~』

講 師:安部 裕一様

認定成年後見人ネットワーク クローバー運営委員 (一般社団法人 北九州成年後見センター)

参加数:24名



私が安部さんのお話を聞く機会は、これまで2度ありました。 1度目は県協会が法人後見事業をはじめるにあたり、先進地視察をさせていただいた時です。平成23年10月のことです。北九州成年後見センター「みると」についての説明を安部さんよりして頂きました。実務の難しさや大切さを学ぶことができま



した。2度目は今年2月、日本精神保健福祉士協会主催の認定成年後見人養成研修が沖縄県内で行われた時です。その際も、たくさん学ばせていただきました。そして今回、安部さんの話が聞けると知った時、絶対参加しようと思いました。別用が入っていたのですが、当然キャンセルしました。

今回は空港への出迎えもさせていただきました。車内で「遠く離れた沖縄だからこそできる話」を したいと聞き、期待に胸が膨らみました。

講義の終盤、その「遠く離れた沖縄だからこそできる話」を聞くことができました。時折声を詰まらせながら語るその姿に、胸を打たれました。内容についてはその場だけの話ということでしたので、心の中に大切にしまっておきます。後見活動とは、これほどまでに重い責任を担うものなのか。人権とはどれほど尊く、護られるべきものなのかを思い知らされました。我々精神保健福祉士にしかできない(他の専門職にはできない)支援があるんだと再認識しました。

遠路はるばるお越しいただいた安部さん、ありがとうございました。夜の懇親会も余談が聞けて楽 しかったです。

追伸:キャンセルした別用というのは、病院対抗テニス大会でした。結果は私のいる玉木病院の初優勝!初めて欠場した私は複雑な気持ちでいっぱいです(*_*;

報告者:博愛病院 外間 美紀

【概要】

成年後見制度とは、病気や障害などで判断能力が低下し、自分の財産を管理することや、契約をすることなどが困難になった方の権利や財産を守るための制度である。

後見(判断能力なし)、保佐(判断能力が著しく不十分)、補助(判断能力が不十分)の3つの類型に分かれている。同意権・取消権・代理権の3つの権限があるが、本人の残存能力を最大限に尊重するために、権限を後見人等に与えることに、本人の同意を必要とする場合がある。

それ以外に、将来、判断能力に衰えが出てきた場合にそなえる、任意後見がある。

成年後見人ができることは、財産管理、身上監護である。できない事は、本人の身の回りの世話、医療同意(緊急手術など)、死後の事務などである。

申し立てできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、市長などで、家庭裁判所に申立できる。その後、 親族後見、第三者後見になるかは、家裁で選任する。

申立してから、選任されるまでに約 $2\sim3$ ケ月かかる。申立費用は、申立人の負担である。後見人の報酬は、本人の財産状況によって家裁が決定する。

日常生活自立支援事業とは、社会福祉協議会と対象者本人との契約により行われるサービスである。対象者は、判断能力が不十分な人。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者となっており、身体障害のみでは、対象にならない。

財産保全サービス、(通帳、権利証、印鑑など大切なものを保管する)、財産管理サービス(公共料金の支払いなどの日常生活の金銭管理)、福祉サービス、利用支援サービス(支援員が訪問時、契約者の状況把握、関係機関との連絡調整、社会資源の利用紹介)等を行う。あくまでも、本人の意思を尊重したものである。

感想

個人的には、かなり久しぶりの参加でした。

前半は、制度について学びました。後半は、事例を用いて皆で申立てできるか検討し、理解しやすかったです。又、虐待事例についての話を聞きながら、専門職として胸が締め付けられる思いでした。それと同時に、第3者後見の重要性を強く感じました。当事者本人が、安心して自分らしく暮らしていけるように、権利擁護の視点を持ち続け支援のできる精神保健福祉士でありたいと思いました。

※平成27年度2月は『沖縄ソーシャルワーク学会』でしたので、報告はないです。 第9回認定後見人養成研修会があったので、以下に報告を掲載します。

第9回認定後見人養成研修会 報告

日 時: 2月13日~16日 9時~17時

場 所:沖縄県水産会館 中会議室

テーマ:第9回認定成年後見人養成研修

参加数: 24名

【定例会の概要】

成年後見制度の概要、成年後見人の基礎知識・実務・倫理、リスクマネジメントなど後見人業務に 当たるための心構え・知識・姿勢を中心とした講義やグループワーク

【感想】報告者:医療法人 天仁会 天久台病院 足立清香

2月13日~16日の4日間、後見人の業務の内容を知る為、また、普段の業務の見直しになると思い

参加しました。一講義あたり60分から120分の長時間に及ぶ講義でしたが講師陣のお話は興味深く、分かりやすく説明していただき、成年後見への熱い魂を感じました。事例検討はグループワークが中心でしたが各グループで白熱した議論が交わされ、あっという間に時が経ってしまいました。

後見人はソーシャルワーカーよりも密接に当事者とかかわる事ができ、理想とするソーシャルワークが出来ることに魅力を感じました。しかし、一方で後見人は本人の代理人という観点から推定意志で物事を考え最善の判断として決定していく必要があること、また他人の金銭を取り扱う事について十分な配慮が必要なことなど「自分には出来るのだろうか」という疑念も同時にかんじました。

後見人受任に関しましては・・・・正直迷うところですが、何より全国・県内のワーカーさんとお会いでき有意義な日々をおくることができました。また、業務の振り返りにもなりまたリセットして利用者と向き合えそうです。

なかなか県外研修に行けない私にとって今回の地元開催はとてもうれしく、みのり多い研修となりました。この研修を誘致していただいた権利擁護委員の方々・講師の先生方に厚くお礼申し上げます。 ありがとうございました。

事務局便り

平成 27 年になったばかりと思っていましたが、4 分の 1 が過ぎてしまいました。年をとると、月日が経つのを本当に早く感じます。ということで、新年度を迎え、部署異動や転職された会員は、早めに「変更届」の提出をお願いします。

また,4月30日(木)には,年会費5,189円(手数料189円込み)の引き落としを予定しています。 残高不足がないように御確認下さい。

まだ、口座引き落としに移行されていない会員は、引き続き移行への御協力をお願いします。

最後に、平成27年度定時総会を5月23日(土)に予定しています。

詳細は、4月30日に総会案内と議案書を発送しますので御確認下さい。

また、出欠にかかわらず「出欠連絡票」を、5月14日(木)までに

FAXにて提出していただきますので御協力お願いします。